

VII. 第5の事業の申請について

事業内容	既設の充電設備に設置する課金装置の設置事業。		
	外部給電器の導入		
補助対象者	地方公共団体、法人（独立行政法人(注)は除く）、個人		
補助対象経費	課金装置購入費及び課金装置設置工事費		
	給電器の購入費		
補助率	課金装置	課金装置	1 / 2
		課金装置設置工事	定額
	給電器	給電器	1 / 2

(注)国の機関や、国所管の独立行政法人、国立大学法人には補助金は交付されません。

第5の事業は「課金装置の購入費及び課金装置設置工事費」と「給電器の購入費」が補助の対象です。それぞれ申請の要項及び提出する様式、書類等が異なりますので注意してください。

1. 申請要件

1-1 課金装置の購入費及び課金装置設置工事費

以下の要件を全て満たすことが補助金を受ける条件となります。

- ①設置対象の充電設備の所有者の同意を得ていること。
- ②申請者が反社会勢力の団体に属していないこと。
- ③今後、新規に購入される課金装置（中古を除く。）であること。
- ④課金装置の設置及びその支払いが、平成27年3月20日（金）までに完了する見込みであること。
- ⑤申請時において、課金装置の設置に係る工事が開始されていないこと。
- ⑥既設充電器が、第1・第2の事業で求めている公共性の要件を満たす場所に設置されている場合で、かつ案内板がない場合に充電設備を示す案内看板を設置すること。
- ⑦申請者がリース会社である場合にあっては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分が反映されること。
- ⑧センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。

1-2 給電器の購入費

以下の要件を全て満たすことが補助金を受ける条件となります。

- ①申請者が給電器を搭載する車両の所有者であること。
- ②申請者が反社会勢力の団体に属していないこと。
- ③今後、導入される給電器（中古を除く。）であること。
- ④給電器の購入費の支払いが、平成27年3月20日（金）までに完了する見込みであること。
- ⑤申請時において、給電器の使用がされていないこと。
- ⑥申請者がリース会社である場合にあっては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分が反映されること。
- ⑦センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。

（注）「第1～5の事業（給電器の導入を除く）」の設置工事開始は、交付決定後である必要があります。

また、給電器にあっては使用開始は交付決定後である必要があります。

申請書類（必要書類を含めて）一式がセンターに到着した日から原則として30日以内に交付の決定を行います。ただし、申請書類が到着しても、必要書類が不足している、申請書が所定の様式でない、必要事項の記載がない、押印漏れがある、その他センターが適正でないと認めた場合は、申請の受理を行うことなく、不受理の理由を同封してそのまま返却する場合があります。

必要書類に不備がある場合、確認事項や修正の必要がある場合は、一定期間に書類の不備を訂正及び修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受理されません。審査の開始、交付決定が遅くなりますので注意してください。

センターからの連絡に従わず、一定期間に書類不備が是正されない場合は、補助金申請が無効になる場合があります。

2. 手続代行者について

申請者は、補助金申請に係る一切の手続等の代行を第三者へ依頼することができます。その場合の変更点は以下のとおりです。

- ・手続き代行を第三者へ依頼する場合は、申請書類の手続代行者に関する事項の欄に必要事項を記入・押印して書類を提出してください。なお、センターは補助金確定通知等の重要な通知書類は申請者にのみ送付します。
- ・原則として手続代行者は給電器の販売業者に限ります。

- ・申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合、センターは代行費用を補助対象経費と認めませんので注意してください。

3. 申請時の提出書類

第5の事業の補助金申請を行うには、課金装置設置工事着工前もしくは給電器使用前に以下の書類を準備してセンターに送付する必要があります。

ただし、設置工事開始は、交付決定後である必要があります。

また、給電器にあっては使用開始は交付決定後である必要があります。

必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下のとおりです。

(1) 全体に共通の提出書類

- ①補助金交付申請書（様式1-5）
- ②申請者本人確認書類（運転免許証、登記簿謄本など）
- ③課金装置もしくは給電器の購入及び設置工事の見積書、契約書
- ④設置工事に関する提出書類（給電器の購入は不要です。）
- ⑤給電器の購入の場合は、搭載する車両の自動車検査証（車検証）

以下、それぞれの書類について説明をします。

①補助金交付申請書（様式1-5）

- ・課金装置の申請する場合は、（様式1-5）課金装置設置用を使用します。
- ・給電器の申請する場合は、（様式1-5）給電器用を使用します。
- ・必要事項を全て記入し、4ヶ所に押印してください。

申請者が手続代行を依頼する場合は、押印箇所は5か所です。

（捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。）

②申請者本人確認書類

申請者の区分ごとに異なります。（共同申請の場合は「共同申請について」を参考にしてください。）

ア. 申請者が地方公共団体の場合

以下の書類いずれか一つを提出してください。

書類	条件／提出方法
・自治体のホームページのコピー ・広報誌などのコピー	自治体の名称、自治体の長の氏名、自治体の住所、組織図が確認できるページや資料

イ. 申請者が法人の場合（マンションの管理組合法人を含む）

以下の書類いずれか一つを提出してください。

書類	条件／提出方法
・ 登記簿謄本の写し（原本） ・ 履歴事項全部証明書の写し（原本） ・ 現在事項全部証明書の写し（原本）	発行から3ヶ月以内のものに限る
【注意事項】 ・ 複数の申請書をまとめて送付する場合は、上記いずれかの原本を一通添付し、同封の申請数分のコピーを添付でも可能です。 ・ 支社・支店等からの申請にあたり、法人の登記簿謄本等に支社・支店の記載場合は代表権者から申請者への委任状およびその支社・支店等が存在することが確認できる書類（事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織図のコピー等）を提出してください。 ・ 支社・支店等からの申請にあたり、支社・支店等の長に契約締結権がない場合は、代表権者から申請者への委任状が必要です。 ・ 「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認し、謄本等に記載されている取締役全員を記入した役員名簿（様式33）の提出が必須となります。	

ウ. 申請者が個人の場合

以下の書類いずれか一つを提出してください。

書類	条件／提出方法
運転免許証のコピー	有効期限内のものに限る 表裏両面を同一用紙にコピー
印鑑登録証明書の写し（原本）	発行から3ヶ月以内のものに限る
住民票の写し（原本）	発行から3ヶ月以内のものに限る
パスポートのコピー	有効期限内のものに限る 氏名と住所の記載ページのコピー
健康保険証等のコピー	有効期限内のものに限る 現住所が記載されているもの
【注意事項】 ・ 上記公的書類の住所・氏名が、申請書の住所・氏名と一致している必要があります。 ・ 現住所の記載されていないカード式健康保険証のコピーや、申請者の住所と異なる住所が記載された運転免許証のコピーは、本人確認書類として使用できません。	

エ.法人格をもたないマンション管理組合等

書類	条件／提出方法
総会の議事録等	管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類

③課金装置および給電器の購入、設置工事の見積書、契約書(コピー)

i. 課金装置および給電器の購入の見積書、契約書

- ・申請者宛の見積書、注文書、契約書（販売業者の押印があること）のいずれか一つのコピーを提出してください。
- ・メーカー名、型式、購入(予定)価格が明記されていることが必要です。
- ・手形による支払いは認められていません。手形による支払いではないことの確認のため、支払条件（現金、振込等）が明記されていることが必要です。
- ・設置工事に関する見積書や契約書に充電設備等の購入費が記載されている場合は、充電設備の見積書、注文書、契約書を省略することが可能です。

ii. 課金装置設置工事代金の見積書、契約書

工事業者が申請者（設置者）に発行する工事業者の押印のある工事全体の見積額や契約額がわかる「見積書」又は「契約書」と、部材や労務費などが記載された「内訳書」を添付して提出してください。「内訳書」は、補助対象経費(様式4-1)で申告するものとそれ以外とに分けて記載してください。「材工一式」といった簡易記載の「見積書」や「契約書」では交付する補助金額を算定できませんのでご注意ください。

なお、手形による支払いは認められていません。手形による支払いではないことの確認のため、「見積書」または「契約書」に支払条件（現金、振込等）が明記されていることが必要です。

④設置工事に関する提出書類

i. 「工事申告書」(様式4-1および様式4-2)

ア. 「様式4-1」

申請者（手続代行者）は、「見積書」、「契約書」、および「内訳書」を参考に補助対象経費として申告する工事費用を様式4-1に記載された項目毎に記入してください。工事区分によっては選択する工事がありますので注意してください。記入される数字は「見積書」、「契約書」等の数字と同じである必要があります。工事業者が複数いる場合は、申請者（手続代行者）が各工事業者の「見積書」、「契約書」の数字を集約して、一枚の様式4-1に記載願います。

イ「様式4-2」

「電気配線の詳細仕様」及び申請者（手続代行者）が各工事の補助を申告するにあたり、要件等が適合していることを申告する書類が様式4-2です。

ウ. 課金装置の設置工事に関する「工事申告書（様式4-1）」作成時の留意点

- ・「課金装置」はセンターが認めた課金装置が補助対象経費です。センターのHP等で型式を確認してください。なお、「課金装置」の設置工事費は、(1). 充電設備等設置工事費として申告願います。その際、既設充電設備との接合に要する費用は①充電器設置工事費として申告し、課金装置を稼働させるための電気工事費用は②電気配線工事費として申告してください。
- ・なお、既設の急速充電器に接合する場合の電気配線工事の方法には、ア. 既設充電器から電気を取り込む、イ. 新規に電力会社と契約するという方法が考えられますが、当該既設急速充電器が「特別措置」で契約し設置されている場合にア. の方策をとる際には、電力会社への事前の相談が必要です。
- ・案内板設置工事費は、既設充電器が、第1・第2の事業で求めている公共性の要件を満たす場所に設置されている場合で、かつ案内板がない場合に補助対象経費として認めます。

ii. 図面・要部写真等

申請者（手続代行者）は以下の表にある図面・要部写真を提出してください。また説明をよく読み、記載漏れのないようにしてください。

- ・図面はCAD等を利用して作る必要は必ずしもありません。既存の図面を活用して作成し提出してください。（手書きでも可です）ただし、縮尺は1/100を最低限の大きさとしします。
- ・要部写真は、様式5を利用し作成してください。工事着工前や工事中に撮影する必要のある写真もありますので、留意してください。提出すべき写真は「補足資料」で確認してください。

○：必ず提出が必要なもの。△：申告の有無に提出が必要なもの。

書類		説明
ア. 要部写真	○	・工事の計画、工事が完了したことを確認するために求めるもので、詳細内容は、補足資料を参照ください。
イ. 平面図	○	・課金装置のレイアウト確認のために求めるものです。課金装置の既設充電器との接合図面の提出は不要です。（見本参照）

書類		説明
ウ. 設置場所見取図	△	・案内板の設置を申告する際に、案内板の設置位置を確認するために求めるもので市販の地図等を活用し作成してください。（見本参照）
エ. 電気系統図	○	・既設の充電器、または改修・交換もしくは新設される分電盤（受電盤）と課金装置等とが専用配線で結線されていることを示すものです。 （見本参照）
オ. 配線ルート図	○	・電気配線ルートの合理性、申告された配線費用の妥当性を審査するために求めるものです。 ・配線・配管の経路、配線・配管の長さ、配線方法（埋設、架空など）および配線仕様（アース線、通信線も含む）を示してください。 なお、平面図に示す場合、提出は不要です。

（2）その他個別に求められる書類

①共同申請を行う場合

共同申請を行う場合には、「（1）全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

ア. 共同申請者の印鑑登録証明書の写し（原本）

共同申請者全員の印鑑登録証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）が必要となります。

ただし、マンション管理組合（管理組合法人を除く。）の場合は不要です。

イ. 本人確認資料

- ・法人（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項第3号に定める管理組合（管理組合法人）を含む。）の場合
共同申請者に法人が含まれる場合は、当該共同申請者の登記簿謄本の写し（原本）現在事項全部証明の写し（原本）履歴事項全部証明の写し（原本）のいずれか一つ（発行後3ヶ月以内のもの）が必要となります。
- ・個人の場合
「（1）全体に共通の提出書類」に記載されている本人確認資料で代用できます。
- ・マンション管理組合（管理組合法人を除く。）の場合
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録など）が必要となります。

②リース契約の場合

「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている書類以外の資料の提出は必要ありません。

③資本関係のある会社から調達する場合

申請者（リース契約の場合はその使用者）と資本関係にある会社から調達（充電設備、課金装置、給電器の購入および設置工事を含む。）を受ける場合は、利益等排除の措置が必要となるため、利益等排除申告書（様式30）の提出が必要となります。資本関係のある会社から調達を受ける場合の利益等排除について詳しくはⅡ.8「資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)」を参照してください。

4. 実績報告時の提出書類（工事完了または費用支払い完了後）

提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費分の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内です（ただし、平成27年3月20日(金)までに提出する必要があります。）。

必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下とおりです。

(1)全体に共通の提出書類

実績報告書提出時に必要な書類は以下のとおりです。

- ①実績報告書（様式7-5）
- ②課金装置および給電器の購入、課金装置の設置工事代金の支払を証する書類
- ③設置工事の完了を証する書類(給電器の購入は不要です。)
- ④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）

以下、それぞれの書類について説明をします。

①実績報告書（様式7-5）

- ・課金装置設置時の場合は、課金装置設置用を使用します。
- ・給電器導入時の場合は、給電器用を使用します。
- ・必要事項を全て記入し、3ヶ所に押印してください。

（捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。）

②課金装置および給電器の購入、設置工事代金の支払を証する書類

ア. 課金装置および給電器の支払を証する書類

i 課金装置および給電器の購入価格を示す書類

請求書、注文書、契約書等のコピーを提出してください。

（課金装置および給電器購入価格、課金装置および給電器の型式が記載されて

いることが必須です。)

(注1)複数の課金装置を設置した場合は、個々の課金装置の購入価格・課金装置型式を明示してください。

(注2)設置工事の支払証憑に、課金装置の購入価格が含まれている場合は、課金装置のみの支払証憑を別途提出する必要はありません。

ii. 課金装置および給電器の購入代金の支払証憑

申請者宛の領収証のコピーを提出してください。

(振込金額(補助金対象経費)、工事件名、振込先(申請者)と振込元(機器販売店等または工事施工業者)、支払完了日(領収日)、発行者の押印の記載が必須です。)

銀行振込等で領収証のないものについては、金融機関発行の振込証明書のコピー(利用明細、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー等)をご提出ください。

インターネットによる振込の場合には、領収証または金融機関発行の支払完了を証する書類を提出してください。

(注1)金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。

(注2)端数処理や出精値引きは、請求書におけるどの費目からのものかを、明示してください。

(注3)領収書の金額が不足していたり上記の内訳等が不明の場合は、課金装置購入価格の値引きとみなします。

(注4)第三者を介した支払委託契約による支払いの場合は、支払委託契約書と領収証の提出が必要となります。支払委託とは、受託者(申請者)が委託者(第三者)の債務を委託者自身の弁済として支払をするものです。

iii. 新規に購入された課金装置および給電器であることが分かる書類

保証書もしくは納品書のコピーを提出してください。

(発行元、発行先、設置場所等、課金装置型式、製造番号もしくはシリアルナンバー、納品日、保証開始日が記載されていることが必須です。)

(注1)出荷証明書は対象となりません。

イ. 工事代金の支払いを証する書類

i. 「請求書」(記入見本参照)

工事業者が申請者(設置者)に発行する工事業者の押印のある工事全体の請求額がわかる「請求書」に部材や労務費など詳細が記載された「内訳書」を添付し提出してください。「内訳書」は、補助対象経費とそれ以外とに分けて記載してください。「材工一式」といった簡易記載の「請求書」では審査はできませんので注意ください。手形による支払いは認められていません。手形による支払いではないことの確認のため、支払条件(現金、振込等)が

明記されていることが必要です。

ii. 工事代金の支払証憑

申請者宛の領収証のコピーを提出してください。

(振込金額(補助金対象経費)、工事件名、振込先(申請者)と振込元(工事施工業者)、支払完了日(領収日)、発行者の押印の記載が必須です。)

銀行振込等で領収証のないものについては、金融機関発行の振込証明書のコピー(利用明細、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー等)をご提出ください。

インターネット等による振込の場合には、領収証または金融機関発行の支払完了を証する書類を提出してください。

(注1)金融機関への振込手数料は、補助対象経費とみなしません。

(注2)端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上しているか、明示してください。

(注3)領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、課金装置購入価格の値引きとみなします。

(注4)第三者を介した支払委託契約による支払いの場合は、支払委託契約書と領収証の提出が必要となります。支払委託とは、受託者(申請者)が委託者(第三者)の債務を委託者自身の弁済として支払をするものです。

③設置工事の完了を証する書類

申請者(手続代行者)は以下の書類を提出してください。

i. 「課金装置設置等完了報告書」(様式9)

申請者(手続代行者)が施工会社ごとに作成を依頼して提出してください。

(ただし、図面作成を除く。)様式9に添付される写真は、当該工事者が請け負った工事の完了を示すものがが必要です。

ii. 「工事実績申告書(様式10)」

申請者(手続代行者)は「請求書」と請求書に添付される「内訳書」を参考に、支払った補助対象経費を様式10に記載された項目毎に記入してください。工事によっては選択する工事がありますので注意して記載してください。なお、申請時の申告値と異なる金額を支払を行った場合は、当該工事は計画変更の報告が必要です。(計画変更を参照)記入する数字は「請求書」の数字と同じである必要があります。工事業者が複数いる場合は、申請者(手続代行者)が各工事業者社の「請求書」の数字を集約して、一枚の様式10に記入願います。

iii. 図面・要部写真等

申請者(手続代行者)は以下の表にある図面・要部写真を提出してください。

また説明をよく読み、記載漏れの内容にしてください。

- ・申請時に作成した図面「イ. 平面図」「エ. 電気系統図」「オ. 配線ルート図」を利用し、計画変更があった内容を「赤字」で修正し提出してください。
また、「完成***図」の記載も手書きで構いません。

- ・要部写真は、様式5を利用し作成してください。工事着工前に撮影した写真と比較する必要がある写真もありますので、留意してください。提出すべき写真は「補足資料」で確認してください。

提出する図面は以下の表の通りです。説明をよく読んで提出ください。

○：必ず提出が必要なもの、△：他の図面と兼用できるもの

書類		説明
ア. 要部写真	○	・課金装置が設置された事実を証明するもの。 ・様式を用い、設置前・完成後の対比が必要となるものがあります。補足資料(要部写真の説明)を参照してください。
イ. 完成平面図	○	・申請時と同一の図面を用いて、手書きで「完成」を追加し提出してください。 申請時から変更がある場合は変更内容を赤字で訂正してください。
ウ. 完成電気系統図	○	・申請時と同一の図面を用いて、手書きで「完成」を追加し提出してください。 申請時から変更がある場合は変更内容を赤字で訂正してください。
エ. 完成配線ルート図	△	・申請時と同一の図面を用いて、手書きで「完成」を追加し提出してください。 ・申請時から変更がある場合は変更内容を赤字で訂正してください。完成平面図を用いての提出も可能です。

④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)

- ・課金装置の取得価格等各項目を記入してください。

(2) その他個別の申請契約により求められる書類

①共同申請の場合の提出資料

代表申請者が全ての必要書類をとりまとめて提出してください。

②リース契約の場合の提出資料

リース会社が申請を行う場合には、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、以下の書類が必要となります。

ア. 賃貸借契約書（リース契約書）のコピー

リース契約成立後の契約書であることが必要です（リースの契約期間、リース料金、充電設備の型式および製造番号等を確認します。）

転リースの場合、中間リース会社の書類も必要です。

イ. 貸与料金の算定根拠明細書（様式12）

月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることを確認します。

転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要です。

④資本関係のある会社から調達する場合

申請者（リース契約の場合はその使用者）と資本関係にある会社から調達（充電設備、課金装置、給電器の購入および設置工事を含む。）を受ける場合は、利益等排除の措置が必要となるため、利益等排除申立書（様式31）の提出が必要となります。

資本関係のある会社から調達を受ける場合の利益等排除について詳しくは

Ⅱ. 8「資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)」を参照してください。

撮影対象となる工事		提出の 目的	提出時期		撮影のタイミングと撮影内容	
項目	内容		申請	実績	工事着工前	工事完了後
設置工事共通						
設置場所		計画報告 事実説明	○	○	・設置場所の全景	・充電設備を含む設置場所の全景
(1) 充電設備等設置工事						
① 充電設備等設置工事	急速充電設備 普通充電設備 および 充電用コンセント (コンセントスタンド)	設置事実 確認	○	○	・計画されている 充電設備本体設置場所	・設置した充電設備本体の外観 ※別体型機器がある場合には、個々に必要
		仕様確認		○		・設置した充電設備の銘板 ※別体型機器がある場合には、個々に必要
	課金装置の設置	設置事実 確認	○	○	・既存充電設備と計画 されている課金装置の 設置場所	・既存充電設備と設置した課金装置の外観
		仕様確認		○		・設置した課金装置の銘板
② 電気配線工事	分電盤等	交換もしくは増設		○		・増設された分電盤の内部写真 ・増設・交換されたブレーカー
		新設		○		・分電盤(受電盤)・手元開閉器の内部写真 ・新設されたブレーカー
	柱	新設		○		・設置された引込柱・建柱の全景
	配線ルート	埋設		○	注: 工事中に 撮影が 必要な写真	・掘削状況の分かる写真 (埋設経路の中間地点を撮影すること)
		架空		○		・支持点と架空状況の分かる写真
		露出		○		・代表的な露出状況の分かる写真
③ 高圧受変電設備工事	高圧受変電設備 増設	仕様確認		○		・増設した高圧受変電設備の変圧器銘板
		設置事実 確認		○		・増設した高圧受変電設備の外観 ・増設した高圧受変電設備の内部写真
	高圧受変電設備 新設	仕様確認		○		・新設した高圧受変電設備の変圧器の銘板
		設置事実 確認		○		・新設した高圧受変電設備の外観 ・新設した高圧受変電設備の内部写真 ・区分開閉器の外観(PAS、UGSなど)
(2) 案内板設置工事						
案内板設置工事		設置事実 確認	○	○	・設置予定場所 (入口案内板設置場所は、 公道から撮影したもの)	・設置された案内板・誘導板・説明板等の外観 (記載内容が判別できるもの) ・入口に設置された案内板は、公道から撮影したもの

撮影対象となる工事		提出の 目的	提出時期		撮影のタイミングと撮影内容	
項目	内容		申請	実績	工事着工前	工事完了後
(3)付帯設備設置工事						
①充電スペース のライン引き	設置事実 確認		○		・設置されたラインの全景	
②路面表示	設置事実 確認		○		・設置された路面表示の外観	
③屋根	設置事実 確認		○		・設置された屋根の外観(全景)	
④小屋	設置事実 確認		○		・設置された小屋の外観(全景) ・設置された小屋の内部写真	
⑤充電設備 防護用部材	設置事実 確認		○		・設置された充電設備防護用部材の外観	
⑥電灯	設置事実 確認		○		・設置された電灯の外観	
(4)その他設置に係る費用						
⑤充電スペース 造成工事	設置事実 確認	○	○	・造成前の全景写真	・造成完了後の全景写真	

※撮影対象となる機器：課金機、蓄電池等

★提出する前に必ずチェックしてください。

☐ 申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。

☐ 工事開始日は、交付決定のスケジュール(センター受付より原則30日以内)を考慮していますか。

☐ 手続代行者に依頼する場合は、申請者と代行者が手引きP25の確認事項を了承したうえで、代行の写真を押印していますか。

☐ 各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。

☐ 手引きP5の提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を要確認)封筒に、赤字で「充電インフラ整備事業 平成26年度補正申請書在中」と明記していますか。

☐ 申請者の控えとして、申請書のコピーを取りましたか。

項番	提出書類の名称と内容	チェックポイント	チェック欄
1	補助金交付申請書(様式1-5「課金装置」用または「給電器」用) ・3枚1組・両面印刷不可	センターのHPで申請する事業や区分に応じて該当する様式を選択・入力し、プリントアウトしましたか。 押印(法人の場合は社印)した原本ですか。 3枚目の「申請要件等の確認」に記載されている事項に同意のうえ、押印しましたか。	
2	共同申請書(様式2) ・共同申請者の印鑑証明書	様式1の「共同申請有」のチェック欄にチェックを入れましたか。 様式2は、申請者(甲乙両者)の社印(実印)を押印した原本ですか。 共同申請者の印鑑(様式2の押印)・名称・住所・代表者名が確認できる印鑑証明書を添付していますか。	
3	本人確認書類 ・法人の場合:登記簿謄本の写し、現在事項証明書の写し等 役員名簿(様式33) ・個人の場合:免許証、パスポート等 ・地方公共団体の場合:代表者の名前と申請者住所の確認の取れるWEBサイトのコピー等	法人の場合:3ヶ月以内に発行された写し(原本)ですか。 法人の場合:「暴力団排除に関する誓約」の内容を確認し、謄本等に記載されている取締役全員を記入しましたか。 個人の場合:有効期限以内であり、表裏両面のある証明書は1枚の用紙にコピーしましたか。 申請書(様式1-1)に記入した申請者名・住所・代表者名が確認できますか。	
4	「工事申告書」(様式4-1)(様式4-2) ・給電器の申請は不要	フォーマットの指示に従って記入し、記入した数字と「見積書」や「契約書」の金額に相違はありませんか。 用紙のサイズはA3ですか。	
5	充電設備および課金装置・給電器の見積書、契約書 ※設置工事代金の請求書に確認項目が含まれている場合は、省略可 ※給電器の申請は不要	宛名が申請者宛てになっており、工事施工会社の社印が押されていますか。 支払条件(現金、振込等)は明記されていますか。 充電設備の型式・単価・基数が確認できますか。	
6	設置工事代金の見積書 ※給電器の申請は不要	宛名が申請者宛てになっており、工事施工会社の社印が押されていますか。 工事内訳書は添付されていますか。 書類の有効期限が、3か月以上に設定されていることが明記されていますか。 支払条件(現金、振込等)は明記されていますか。	
7	要部写真(様式5) ※給電器の申請は不要	様式を用い、補足資料(要部写真の説明)を参考に、工事項目毎に作成しましたか。 (白黒写真不可)	
8	平面図 ※給電器の申請は不要	充電設備設置場所を真上より見た図で、充電設備、付帯設備のレイアウトと寸法が示されていますか。	
9	設置場所見取図 ※給電器の申請は不要 ※平面図に公道との位置関係が示されていれば平面図で代用可能 ※市販の地図等を活用し作成することも可能	充電設備と公道との位置関係(進入経路含む)が示されていますか。	
10	電気系統図 ※給電器の申請は不要	増設もしくは新設される高圧受変電設備、または、改修・交換もしくは新設される分電盤(受電盤)と充電設備等とが専用配線であることを示していますか。	
11	配線ルート図 ※右記必要事項が平面図で示されていれば省略可能。 ※給電器の申請は不要	配線・配管の経路、配線・配管の長さ、配線方法(埋設、架空など)および配線仕様(アース線、通信線も含む)が示されていますか。	
12	メーカーおよび工事施工会社と資本関係がある場合に必要書類 ・利益等排除申告書(様式30) ・資本関係が分かる資料(ウェブサイトの株主情報のコピー) ・算定根拠を証する書類(損益計算書など)	利益等排除額は正しく算出されていますか。 算定根拠の資料は添付されていますか。	
13	自動車車検証(車検証) ※課金装置の申請は不要。	搭載される車両の自動車車検証(車検証)ですか。	
14	自治体が入札前に申請する場合に必要な書類 ①予算が担保されていることを証明する書類 ②当該工事について自治体がまとめた工事計画書等 (一般の工事における工事業者が作成する見積りに相当するもの)	①では、本申請に係る工事の予算が担保されていることが明記されている該当部分が確認できますか。 ②では、自治体名・作成者名・設置場所名が明記されていますか。	

★提出する前に必ずチェックしてください。

□申請書類は、センターへ到着した日をもって（受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって）受付日とします。

□すべての工事と支払いが完了し、証憑を揃えていますか。

□工事完了日は、工事完了予定日から30日以上遅れていませんか。（遅れていない・遅れている）

・遅れている場合 → 工事完了遅延等報告書（様式18）が必要です。提出は済んでいますか。

□実績報告書の提出は、工事完了日またはすべての支払完了日のいずれか遅い日から30日以上遅れていませんか。（遅れていない・遅れている）

・遅れている場合 → 実績報告書遅延事由書（様式19）の提出が必要です。提出は済んでいますか。

□交付決定時の内容から変更は発生していますか。（手引きP●●●参照）（発生していない・発生している）

・発生している場合 → 手引き●●●●Ⅷ-5の通り、変更内容に応じた書類の提出が必要です。提出は済んでいますか。（提出した・提出していない）

□各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。

□申請者控えとして、報告書のコピーを取りましたか。

□手引きP●●●の提出方法に則り、書類を揃え（大きさ・記入方法を確認）、封筒に赤字で「充電インフラ整備事業 平成26年度補正実績報告書在中」と明記していますか。

項目	提出書類の名称と内容	チェックポイント	チェック欄
1	実績報告書（様式7-5「課金装置」用または「給電器」用） ・2枚1組、両面印刷不可	センターのHPで申請する事業や区分に応じて該当する様式を選択・入力し、プリントアウトしましたか。 押印（法人の場合は社印）した原本ですか。	
2	充電設備等の購入証憑 ①課金装置又は給電器の保証書または納品書等 ②課金装置又は給電器の購入価格が記載されている証憑 ③課金装置又は給電器本体の支払証憑 ※手引きP●●●参照	①課金装置又は給電器の保証書あるいは納品書には、型式・シリアル番号・納品日が記載されていますか。 ②課金装置又は給電器の本体価格が記載されている証憑は、申請者宛に発行されており、発行業者の社印が押されていますか。 ②課金装置又は給電器の本体価格が記載されている証憑には、課金装置又は給電器本体の単価・基数・型式が記載されていますか。 ③充電器本体の支払証憑は、申請者宛に発行されていますか。	
3	設置工事代金支払証憑	手引きP●●●に記載のセンターが有効と認める証憑であるか確認しましたか。 宛名が申請者宛になっており、発行業者の社印が押されていますか。	
4	設置工事の完了を証する書類（様式9） ※課金装置の場合	工事施工会社の社印を押印した原本ですか。 施工前・施工後の写真が添付されていますか。 複数の工事施工会社がいる場合、工事施工会社ごとに様式9を作成しましたか。	
	設置工事の完了を証する書類（様式8） ※給電器の場合	工事施工会社の社印を押印した原本ですか。 施工前・施工後の写真が添付されていますか。 複数の工事施工会社がいる場合、工事施工会社ごとに様式8を作成しましたか。	
5	「工事実績申告書（様式10）」 ※工事施工会社が複数ある場合は、「請求書」の情報を集約して、一枚の様式10に記載 ※給電器は不要	「請求書」の金額と相違はありませんか。	
6	工事施工会社提出の請求書（工事費） ※給電器は不要	宛名が申請者宛になっており、工事施工会社の社印が押されていますか。 内訳書は添付されていますか。 （複数ある場合、すべての請求書）	
7	要部写真（様式5） ※給電器は不要	様式を用い、手引きP●●●の補足資料（要部写真の説明）にならって作成しましたか。 （白黒写真不可）	
8	完成平面図 ※給電器は不要	充電設備設置場所を真上より見た図であり、充電設備、付帯設備のレイアウトが示された、申請時に提出した平面図を再利用して作成しましたか。 名称は完成平面図とし、申請時から変更がある場合は変更内容が明記されていますか。	
9	完成電気系統図 ※給電器は不要	申請時の電気系統図（増設もしくは新設される高圧受変電設備、改修・交換もしくは新設される分電盤と充電器との専用配線を示すもの）から変更がある場合は変更内容を記載しましたか。	
10	完成配線ルート図 ※右記必要事項が、完成平面図、または完成電気系統図に記載されている場合は省略可	完成配線の経路、長さ、配線方法（埋設・架空）が確認できますか。	
11	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）	記入例を確認し、誤記や記入漏れはありませんか。	
12	リース契約に係る書類 ①賃貸借契約書（リース契約書）のコピー ②貸与料金の算定根拠明細書（様式12） ※ 転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要	①は、リース契約成立後の契約書であり、リースの契約期間、リース料金、充電設備等の型式および製造番号等が確認できますか。 ②では、月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることが確認できますか。	
13	メーカー及び工事施工会社と資本関係がある場合に必要書類	・利益等排除申立書（様式28） ・利益等排除後の見積書 ・算定根拠を証する書類（損益計算書など）を揃えましたか？	